

別紙

諮問第991号

答 申

1 審査会の結論

本件一部開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年東京都条例第130号）附則3条3項の規定によりなお従前の例によるものとされる同条例附則2条1号の規定による廃止前の東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「〇〇病院における〇〇に関する〇〇科の診療録の全部」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事が令和4年6月30日付けで行った本件一部開示決定について、これを取り消し、非開示情報のうち審査請求人以外の固有名詞を除く部分の開示を求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件一部開示決定においては、条例16条2号及び6号の規定に基づき、対象保有個人情報の一部を非開示としたものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和4年12月7日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和5年10月3日に実施機関から理由説明書を收受し、同月27日（第236回第二部会）から同年11月24日（第237回第二部会）まで、2回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書及び反論

書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 診療録について

医師法（昭和23年法律第201号）24条1項は、「医師は、診療をしたときは、遅滞なく診療に関する事項を診療録に記載しなければならない。」として診療録作成の根拠を定めている。東京都立病院では、「都立病院における診療録等記載マニュアル」（平成13年2月東京都衛生局病院事業部発行）において、「診療録等」を「医師等の医療従事者が作成・記載する診療録、看護記録、処方内容及び医療保険制度上適切な記載が必要とされる書類のことをいう。」としている。このうち診療録は、診療を受けた者ごとに作成され、医師法施行規則（昭和23年厚生省令第47号）23条の規定により、診療を受けた者の住所、氏名、性別及び年齢、病名及び主要症状、治療方法（処方及び処置）並びに診療の年月日を記載することとされている。

また、厚生労働省医政局長が各都道府県知事宛てに通知した「診療情報の提供等に関する指針の策定について」（平成15年9月12日医政発第0912001号）の別添「診療情報の提供等に関する指針」によれば、「診療記録」とは、診療録、処方せん、手術記録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、紹介状、退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約その他の診療の過程で患者の身体状況、病状、治療等について作成、記録又は保存された書類、画像等の記録とされており、ここにいう「診療記録」の内容は、上記マニュアルにおける「診療録等」と同様のものと解される。

イ 本件対象保有個人情報及び本件非開示情報について

本件開示請求は、東京都立〇〇病院（以下「本件病院」という。）における審査請求人に関する「〇〇科の診療録の全部」の開示を求めているところ、実施機関は本件病院の〇〇科における全ての診療記録を本件対象保有個人情報として特定し、患者診療録のうち3箇所（以下「本件非開示情報1から3」という。）及び経過記録のうち1箇所（以下「本件非開示情報4」という。）について、条例16条2号及び6号該当を理由に非開示とする本件一部開示決定を行った。

ウ 本件非開示情報の非開示妥当性について

審査会が見分したところ、本件非開示情報 1 から 3 には、本件病院と患者家族との連絡内容が、本件非開示情報 4 には、本件病院と審査請求人以外の関係者とのやり取りが記載されていることが確認された。

実施機関の説明によれば、本件非開示情報 1 から 4 は、患者家族等の関係者と本件病院の内部に留めることを前提に記載されているとのことである。

審査会が検討したところ、一般的に関係者と内部に留めることを前提に記載されている非開示部分を開示すると、本件病院と関係者との信頼関係が損なわれる可能性があり、その結果、診療方針等を検討するに当たり、関係者から十分な情報を得られなくなるおそれがあると認められる。

また、今後開示を前提として診療記録に関係者とのやり取りを記載しなければならなくなり、機微な情報などを診療記録に記録することを躊躇するなどにより、今後の病院業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報 1 から 4 は、条例16条 6 号に該当し、同条 2 号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書及び反論書においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、荒木 理江、友岡 史仁、府川 繭子